
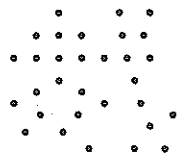
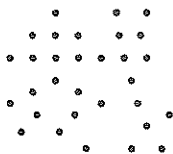
裁判長  
認 印

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 8 年 (行ヒ) 第 3 6 4 号
決 定 日	平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	戸 倉 三 郎 岡 部 喜 代 子 木 内 道 祥 山 崎 敏 充 林 景 一
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成 2 7 年 (行ケ) 第 3 8 号 (平成 2 8 年 4 月 1 3 日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第 1 主文</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 本件を上告審として受理しない。</li><li>2 申立費用は申立人らの負担とする。</li></ol> <p>第 2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日</p> <p>最高裁判所第三小法廷</p> <p>裁判所書記官 三 浦 比 登 志 </p>	



## 当事者目録

申	立	人	MT映像ディスプレイ株式会社
同	代表者	代表取締役	馬場 英俊
申	立	人	ピーティール エムティール ピクチャー ディ スプレイ インドネシア
同	代表者	清算人	家垣 吉孝
申	立	人	エムティール ピクチャー ディスプレイ (マ レーシア) エスディーエヌ ビーエイチデ ィール
同	代表者	清算人	ユー・サウ・イン
申	立	人	エムティール ピクチャー ディスプレイ (タ イランド) カンパニー リミテッド
同	代表者	清算人	チョムマニー・カンカム
上記4名	訴訟代理人	弁護士	佐賀 義史 ほか
相	手	方	公正取引委員会
同	代表者	委員長	杉本 和行
同	指定	代理人	黒江 那津子



これは正本である。

平成 29 年 12 月 12 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 三 浦 比登志

